

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。〔平成 17 年度以降継続的に教材等を作成する。〕

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>平成 17 年度作成 「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」 講座における積極的利用 内閣府では、要望があった地域に講師を派遣する「消費者問題出前講座」を実施しており、この講座（受講者 57,000 人余り）において、当ガイドブックを使用した。 教材（データ）の地域に応じた活用 当ガイドブックは、冊子として合計 60 万部配布し、特に民生委員・児童委員には 1 人 1 冊ずつ行き渡るようにするとともに、内閣府ホームページ上に PDF で公開し、自由にダウンロードできるようにした。また、地域に応じた啓発資料として加工できるよう、同ガイドブックのデータを CD-ROM にして全都道府県・政令指定都市に配布し、市町村や社会福祉協議会、消費者団体には要望に応じて貸与した。 CD-ROM は 24 の都道府県・政令指定都市が利用し、市町村等の貸与先は 61 箇所であった。県が CD-ROM を複製して、県内の市町や消費生活センター、社会福祉協議会、警察署、防犯協会等 41 箇所に配布した事例もある。このほか、CD-ROM を利用しなかった都道府県・政令指定都市でも、ホームページ上の PDF を 13 団体が利用していた。 このような結果、CD-ROM のデータは、パンフレットやポスター、リーフレットと様々な媒体に活用され、17 万枚（部）以上印刷された。 平成 18 年度作成 幼児・保護者向け教材「たいせつなおやくそく」 障害者用教材「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」 進捗状況 ・ 「たいせつなおやくそく」は、幼児を対象にした絵本であり、幼児期における契約・取引領域の消費者教育の目標を踏まえて作成している。 ・ 「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」は障害者の具体的な消費者トラブルの事例を取り上げながら、周りの方々の気づきのポイントや対処方法を紹介している。</p>	<p>〔評価〕 平成 17 年度作成「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」 有効性 当ガイドブックは全国の都道府県、市区町村、社会福祉協議会、市区町村民生委員児童委員協議会、その他福祉団体等に広く配布した（約 40 万部）。その後、市町村や介護事業者など 204 団体から追加発送の要望があり、1 団体あたり平均 250 部程度、合計約 5 万部送付した。発送先の約半分が福祉関係であったことから、従来の行政の消費生活部門や消費者団体だけではなく、新しいルートでより広い対象に啓発が行われたと考えられる。また、CD-ROM としてデータを提供したことで、地方公共団体等におけるリーフレット作成等の活動支援にもなった。 平成 18 年度作成「たいせつなおやくそく」（幼児・保護者向け教材）、「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」（障害者用教材） 有効性 作成の過程において「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」構成員などの関係団体や、幼児教育の有識者、絵本作成の専門家等に意見聴取を行い、教材の対象者や使用者の視点を重視した。 さらに、平成 17 年度作成ガイドブックのアンケート結果より、教材に要望されている事項を抽出し、「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」に、講義の中で活用出来るクーリング・オフはがき（ワークシート）や、成年後見制度の記述の増加などで反映した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・ 作成した教材は、消費者問題出前講座において活用するほか、全国の地方公共団体や社会福祉協議会、障害者団体等に配布する。また、引き続き教材のデータを CD-ROM として配布・貸与し、地域の応じた啓発資料が作成されるようにする。 ・ 平成 19 年度においても、関係省庁消費者教育会議における情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。</p>

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
文部科学省	<p>子ども向け「ちょっと待って、ケータイ」リーフレットの作成・配布</p> <p>近年、子どもたちがインターネットを介した犯罪被害等に巻き込まれるケースが増していることから、小学校高学年の子どもを対象に、親子で考えるための参考となるよう、特に携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の例、対応方法のアドバイスなどを盛り込んだ子ども向けリーフレットを作成し、全国の小学校6年生（約120万部）全員に配布した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>今次作成・配布した啓発資料は以下の理由により、地域・学校・家庭において活用されるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの作成にあたっては、インターネット利用のトラブルの実態等やその対応方法等についてのノウハウを有する(財)インターネット協会に委嘱し、有識者、PTA関係者、法律専門家等による企画編集委員会を開催し、内容・デザイン等について検討を行い、小学生や小学校教員からの意見等を反映させながら内容の充実に図った。 ・掲載事例については、子どもたちが読みやすいよう4コマ漫画で表現し、子どもたちがよりリアリティを感じるよう小学生や中学生がトラブルや犯罪被害に巻き込まれた事件例を選定するなど、読みやすい資料になるよう工夫した。 ・リーフレットの内容は子ども向けであるが、保護者に対して子どもの携帯電話所持に際しての留意点についてメッセージを入れるなど、家庭で話し合うためのきっかけとなるよう配慮した。 ・本リーフレットは文部科学省HPよりダウンロードして利用できるようにしている。http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/07011204.htm <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度においては、小学校6年生全員に配付したところであるが、自治体や団体等による取組で活用。 ・本リーフレットは広く国民に利用してもらうため、文部科学省HPに掲載して利用できるようになっており、問い合わせがあった場合はURLを情報提供するなどその利用促進に努めている。また、その利用目的や利用枚数等については報告するよう依頼している。

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>平成19年2月、パンフレット「はじめての金融ガイド」について、多重債務問題に関する記述を拡充するなど大幅に改訂し、同年3月、全国の高等学校のほか、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10万部）した。</p> <p>19年3月、中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」について、多重債務問題や生活設計に関する記述を拡充するなどの改訂を行い、中学生向けには図説パンフレットを、高校生向けにはパソコンソフトを作成し、全国すべての中学・高校に配布した。</p> <p>19年3月、中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」について、中学用、高校用の2種類の教師用指導マニュアルを作成し、全国すべての中学・高校に配布した。</p> <p>18年9月、同年6月に成立した金融商品取引法について解説したパンフレット「新しい金融商品取引法制について」を8万部作成し、財務局・財務事務所を通じて地方公共団体等に配布した。</p> <p>18年9月、同月公布、19年1月施行の改正本人確認法について、ポイントを解説したポスターを7万部作成し、全国の預金取扱金融機関、地方公共団体および財務局・財務事務所に配布した。</p> <p>パンフレット「預金保険制度（ペイオフとは?）」を作成し、17年12月に約30万部、19年2月に約7万部印刷し、財務局等を通じて、地方公共団体、商工会議所、税務署等に配布した。</p> <p>（財）大蔵財務協会が作成した「2007年新・くらしのアドバイス『この商品・あの取引のここに注意!』」を18年3月に購入し、4月以降、全国の財務局等を通じて消費者団体、商工会議所等に配布したほか、一般向けのセミナー等で広く配布した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 今次作成した啓発資料等は次の理由等により有効であるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめての金融ガイド」及び「わたしたちの生活と金融の働き」の作成にあたっては、消費者問題や学校教育などの外部有識者の意見を聞き、金融経済情勢の変化に対応して内容の刷新を図っている。 ・「はじめての金融ガイド」及び「わたしたちの生活と金融の働き」については、改訂前に比べ配布部数を増やした（6千部から10万部、1万7千部から5万8千部）。 ・「わたしたちの生活と金融の働き」については、教師用指導マニュアルを作成し、全国のすべての中学・高校に配布することにより、活用の促進を図っている。また、教師用指導マニュアルの作成にあたっては、中学・高校の先生方にも参加してもらい、授業の展開例などを掲載している。 ・財務局・財務事務所において、先生方との懇談会を実施し、「はじめての金融ガイド」及び「わたしたちの生活と金融の働き」について、活用を促している。 ・金融制度の改正については、パンフレット、ポスター等を速やかに作成し、新制度の周知を図っている。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費者問題の変化に即応したパンフレット等を作成していく。 ・学校教育向けの副教材・パンフレットについては、学校での活用を促進するため、先生を対象として研修を実施する。

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>総務省</p>	<p>進捗状況</p> <p>近年、インターネット、携帯電話等のICTメディアに関係した子どもの事件が頻発している状況を踏まえ、今後のICTメディアの健全な利用の促進と発展を図るため、平成18年度に総合的な子どものICTメディアリテラシー育成プログラム「伸ばそうICTメディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を開発した。</p> <p>開発したプログラムの概要</p> <p>下記教材により、セミナー学習（学校の授業、地域センターで行われるセミナー）と、家庭学習（子どもと保護者が家庭で行う復習・補習）を組み合わせ、体験学習を通じ楽しく学べ、総合的なリテラシーを育成できるプログラムを開発した。</p> <p>インターネット補助教材（指導や学習を支援するシミュレータを中心としたウェブ教材）</p> <p>ティーチャーズガイド（具体的な指導方法や指導に必要な情報を収録）</p> <p>学習テキスト（子ども向けの解説やワークシート、インターネット補助教材の操作方法等を収録）</p> <p>家庭学習用ガイドブック（保護者が子どもと一緒に学ぶために必要な情報を収録）</p> <p>学習ワークブック（学習テキストで学んだ内容を子どもが保護者と一緒に復習・補習できるよう構成）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>妥当性、有効性</p> <p>開発に先立ち、学習項目を厳選し、子どもの身近なテーマに沿って、楽しく効率的効果的にリテラシーを伸ばせるプログラムとしている。また、有識者による検証・評価、小学校における実証授業、ウェブによる公聴会を経て、内容や実施運営面からの妥当性等について幅広い角度から客観的に確認し、必要な改善を行い、完成度を高めている。</p> <p>学習項目（11項目） ICTメディアの特性を理解する能力、ICTメディアを操作できる能力、情報を収集する能力、情報を処理・編集する能力、情報を表現する能力、情報を伝達する能力、ICTメディアにおける送り手の意図を批判的に読み解く能力、主体的にコミュニケーションする能力、コミュニケーションする相手を尊重する能力、ICTメディアを安全に使う能力、情報の権利（著作権・肖像権）を保護する能力</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成19年度は、開発したプログラムを公開するとともに、メディアリテラシーの育成を行うNPO等への普及や、通信業界や総務省が協力し文部科学省と連携して開催している「e-ネットキャラバン」等により広く普及を図り、全国的にICTメディアリテラシーの向上を促進する。</p> <p>また、ICTメディアの最新状況を踏まえて、インターネット補助教材の更新を行う。さらに、本プログラム使用団体の協力を得て、プログラム導入前後のメディアリテラシーやそれに基づく行動の変化を調査・分析し、効果の検証を行い、プログラムのさらなる向上を図る。</p>

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
法務省	<p>法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を法教育と総称し、法教育の普及・発展のために様々な取組を行っているが、私法分野についての学習機会の充実には、法教育に関する取組の中でも重要な部分を占めている。</p> <p>まず、平成16年11月には、法務省の法教育研究会において、私法分野の学習機会の充実を図ることを目的とする「私法と消費者保護」と題する教材を含め、4つの教材を作成し、約6,500部を中学校、都道府県・市区町村教育委員会、教育関係者、弁護士会、司法書士会等の関係機関に配布した。併せて、この教材を活用した授業実践の拡充を図るため、学校教員や教育関係者に対する周知広報及び普及活動を行ってきた。</p> <p>さらに、平成17年5月に発足させた法教育推進協議会において、学校教育における法教育の位置づけ等について検討するとともに、4教材の授業の実践状況を検証してきたところである。その結果を踏まえ、平成19年3月に授業を行う教員向けの上記法教育教材についてのQ&A集を作成するとともに、法教育授業の実践の様子を撮影し、実践方法等を分かりやすく編集加工したDVDを作成し、上記Q&A集とともに教育機関等に配布した。</p>	<p>〔評価〕 有効性 法教育教材は、次の理由等により学校教育等において十分活用するに足るものと考えられる。</p> <p>本教材は、中学校学習指導要領に基づき、中学校3年生を対象として社会科公民的分野の授業で利用されることを予定して作成したものである。このうち「私法と消費者保護」は、日常生活の身近な問題を題材として売買契約書を作成した上、どのような場合に契約を解消できるかを検討する等の体験的な作業を通じて、私的自治の原則、契約自由の原則等の私法の基本的な考え方を理解させるとともに、消費者保護の位置づけを学習し、企業活動や消費者保護等の経済活動に関する問題が法と深く関わっていることを認識させるものとしている。</p> <p>また、今般作成したQ&A集は、初めて法教育に取り組もうとする学校教員のため、これまで法教育に取り組んだ学校や教員から寄せられた質問、意見等を踏まえ、法教育を実践する方法、工夫、留意点等を平易に解説し、DVDは、法教育の授業を行う際の参考として、授業の実践の様子を撮影し、授業のポイントなどを解説した映像を収録したものであり、いずれも法教育の普及促進に寄与するものと考えられる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 「私法と消費者保護」を含む法教育教材を用いた学習を通じて、自律的かつ責任ある主体として、日常生活において十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養い、紛争に巻き込まれないための備えを行うとともに、紛争に巻き込まれた場合には法やルールにのっとった適正な解決を図ることができるようになるものと期待されるところであり、学校、教育機関等の協力を得ながら、法教育教材に基づいた法教育の普及定着に努める。</p>

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>環境にやさしい暮らしを実践する家族・地域で環境にやさしい活動を行う団体を支援するため、ウェブやモバイルサイトにより情報や教材を提供。（「我が家の環境大臣事業」）</p> <p>環境学習について指導者向けのプログラム集として、環境学習CD-Rを平成15年度末より各都道府県等の環境部局・教育委員会等や環境省主催のイベント等でも配布。（のべ約4万6千部）</p> <p>環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等に係る情報を収集し、その情報をインターネットにより提供。（環境学習データベース）—環境白書、循環型社会白書—を毎年作成。普及啓発用にこども環境白書、図で見る環境白書等を作成し、小中学校等へ配布、また実費にて頒布。（こども白書は約7万7千部、図で見る環境白書は約4万部）</p> <p>各種リサイクル法（容器包装リサイクル法等）の普及啓発のため、ポスター等を作成し、関係機関に配布。昨年度は、容器包装リサイクル法の仕組みに関するパンフレットを一般消費者、自治体等に計5000部配付。</p> <p>容器包装の3Rを進めるためのシンボルとして、ペットボトルを再利用した「もったいないふるしき」を作り、ふるしきの利用を呼びかけ、希望に応じ、自治体・NPO・企業等に貸し出した。（のべ約250件。）</p> <p>国民のライフスタイルを見直し、3Rの取組を推進するため、「リ・スタイル（Re-Style）」（ごみを減らしていくライフスタイル）をキーワードとした活動を紹介するWEBマガジン「Re-Style」を平成14年6月より提供。</p> <p>環境に配慮した質の高いライフスタイルを提案する冊子「ふたりで始める『環のくらし』Part.4」を作成、市販の雑誌（ゼクシィ）の付録等として配布。（約12万部発行）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>啓発資料等は次の理由により地域等において十分活用されるものと考えられる。「我が家の環境大臣事業」は、平成17年開始以降、ウェブサイトを通して広く情報提供し、各家庭での環境配慮の取組の実施に繋がった。平成18年度末現在138万世帯が登録。環境学習CD-Rは、指導者向けに手引き等提供し、各学校の環境学習に役立っている。環境学習データベースは、平成17年より情報を公開、インターネットという手軽な手段により、各主体に合わせ分かりやすく情報提供をしている。こども環境白書は、図で見る環境白書は、小中学校等に幅広い普及啓発を行った。各種リサイクル法につき、一般消費者や関連事業者に対する普及啓発効果があった。特に、施行前より幅広く広報し自動車リサイクル法の認知度は90%を超える状況。「もったいないふるしき」は、自治体、消費者団体、デパート等の企業等において、環境関係イベント等で展示されるなど、幅広い普及啓発効果があった。WEBマガジン「Re-Style」は、ごみを減らし、資源を有効活用するため、環境に優しいライフスタイル等につき情報提供し、平成18年度アクセス件数は784,813件であった。「ふたりで始める『環のくらし』Part.4」については、希望者への配布の他、結婚準備中の方々を対象として市販されている雑誌の付録とし、効率的に配布した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>・「我が家の環境大臣事業」については、平成19年度に、利用者の増加を踏まえ、ウェブサイトのリニューアルやモバイルサイトの新設により、環境情報や環境教材の提供を行う予定。環境学習CD-Rの情報は今後徐々に環境学習データベースに移行し、環境学習データベースは今後内容を充実させていく予定。平成19年度以降も引き続き各種リサイクル法の普及啓発活動を実施。特に昨年改正した容器包装リサイクル法に基づいた容器包装廃棄物の3Rに関する普及啓発や、食品リサイクル制度の見直しを踏まえた、食品廃棄物の発生抑制や再生利用に関する普及啓発を進める。</p> <p>・平成19年度も、関係省庁会議での連携のもと、引き続き教材等を作成。</p>

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

24

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>国民生活センター</p>	<p>平成18年9月、「2007年版 暮らしの豆知識『守ろう 暮らしの安全』」を発行した。2007年問題を目前にしていることから団塊の世代にとって関心の高いテーマを多く掲載した。内容は、暮らしの事故注意報、契約トラブル注意報、セカンドライフをどう生きる？ 長寿社会と介護・擁護、漏洩する「個人情報」変わる制度、多様化する金融サービス、暮らしを守る契約の基本等である。発行者名の名義差替注文にも対応しており、全国の消費者行政担当課や地方消費生活センター、大学、金融広報委員会、地域の消費者団体等を通じて消費者に配布された。また、全国の書店等を通じて市販をした。</p> <p>消費者被害が多い高齢者・若者を対象に、啓発用リーフレットを作成した。高齢者編は敬老の日に向けて「それって 本当？」、若者編は成人式に向けて「その誘いは友だちからやってくる」を発行した。発行者名の名義差替注文にも対応しており、全国の消費者行政担当課、地方消費生活センター等の他、高齢者編は全国の高齢者福祉担当課、若者編は全国の広報担当課宛に案内し広く配布された。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「暮らしの豆知識」は、暮らしの中でのさまざまな知識・情報を見開き頁で分かりやすく構成しており、消費者に対する普及・啓発に有効な内容となるよう工夫している。 ・「啓発用リーフレット」は、対象者を絞って特徴的な被害事例を4頁構成にして、消費者被害の実態に合わせた内容をイラスト等で中学生ぐらいの消費者が見ても分かりやすく作成しており、消費生活相談員等が講座等で説明する際の教材としても有効である。 ・「暮らしの豆知識」、「リーフレット」とも発行者名の名義差替注文にも対応しており、全国の自治体の消費者行政担当課、消費生活センター、消費者団体、金融広報委員会、大学等による消費者教育に活用されている。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度においても「2008年版暮らしの豆知識」及び「啓発用リーフレット（高齢者編、若者編）」を作成予定。

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

24

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融広報 中央委員会</p>	<p>平成18年度作成『金融教育プログラム』 『金融教育プログラム - 社会の中で生きる力を育む授業とは - 』および『金融教育プログラム - 社会の中で生きる力を育む授業とは - 活用の手引き』（普及版）各7万部を作成し、全国の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、教育委員会等に配付した。現在、追加請求対応中。 『金融教育プログラム - 社会の中で生きる力を育む授業とは - 』については、当委員会ホームページに全内容を掲載し、ワークシートについてはPDF形式でダウンロードできるようにした。</p>	<p>〔評価〕 平成18年度作成『金融教育プログラム』 『金融教育プログラム - 社会の中で生きる力を育む授業とは - 』公表を実現（平成18年12月速報版公表、平成19年2月確定版公表）したほか、当初予定していなかった普及版パンフレットも作成・配付した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成18年度作成『金融教育プログラム』 引き続き追加請求に対応するほか、全国の教育委員会を訪問し、教員研修などを通じた『金融教育プログラム - 社会の中で生きる力を育む授業とは - 』の活用促進への協力を依頼する。また、当該プログラムの趣旨を生かした教員対象セミナーを開催する。</p> <p>平成19年度改訂： 多重債務防止のための高校生向け教材『きみはリッチ？』および高校生向け教材『これであなたもひとり立ち』 全国の中学校・高等学校・大学で活用されている『きみはリッチ？』、『これであなたもひとり立ち』（生徒用教材ならびに教師用指導書）の改訂を実施予定。</p> <p>平成19年度作成： 児童・保護者向け教材 今後は、児童・保護者向け教材や学校における実践事例集等の作成を予定。</p> <p>平成19年度作成： 一般消費者向けパンフレット 金融商品取引法施行、金融商品販売法施行令の改正を踏まえ、「金融商品の勧誘・契約に関する基礎知識、留意事項」を纏めた一般消費者向けパンフレットを作成予定。</p> <p>平成19年度改訂： 一般消費者向け『通信講座』教材の年次改訂 一般消費者向けの「暮らしに身近な金融講座」教材を改訂。受講対象者5千人。</p> <p>平成20年度作成： 学校における実践事例集 平成17年度に作成した『金融教育ガイドブック - 学校における実践事例集 - 』の続編の作成を予定。</p>

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
厚生労働省	<p>薬物乱用による健康被害等の危険性を正しく認識、理解させ、薬物乱用の防止を図ることを目的として、「薬物乱用防止啓発読本」等を作成し、学校、都道府県、関係機関、関係団体等に約1256万部を配布した。</p> <p>健康食品や外国製医薬品、化粧品等の輸入に係る規制や注意事項を取りまとめ広く国民に周知することにより、健康被害等の防止を図ることを目的として、パンフレット「健康食品や外国製医薬品、化粧品等と上手につきあうために」を作成し、税関、都道府県その他関係機関に約12万部を提供した。</p> <p>従来より、厚生労働省ホームページ内に「食品安全情報」（http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html）のページを設け、報道発表資料、食品の安全に関するQ&A、審議会等の会議資料、食品安全に係る施策情報などを掲載し、情報提供を行っている。</p>	<p>〔評価〕 有効性 「薬物乱用防止啓発読本」、「健康食品や外国製医薬品、化粧品等と上手につきあうために」については、制度の変化等、状況の変化に応じて内容を見直しており、消費者に対し、正確かつ最新の情報を提供することにより、普及・啓発に有効な内容となるよう工夫しており、有効であるものと考えられる。</p> <p>迅速性・機動性、進捗度、関係省庁間の連携 「食品安全情報」のウェブサイトの掲載内容について、より分かりやすいものとなるよう、随時整理を行い、わかりやすい情報提供に努めている。また、食品安全委員会、農林水産省にリンクさせている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 引き続き、地方自治体、関係団体等からの情報収集に努め、必要に応じた教材及びパンフレットの作成やホームページの充実化を図っていくこととする。</p>

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

24

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等の作成実績はない。</p> <p>農林水産省ホームページ内に「安全で健やかな食生活」のタイト ルでウェブサイト(http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/fs/index.html)を設け、食品安全や「食生活と健康」について消費者の方へのわかりやすい情報の提供を開始。 18年度、以下4つのテーマについて掲載。 食中毒から身を守るには 食品のかしこい選びかた 食品のかしこい扱いかた 表示のかしこいみかた</p>	<p>〔評価〕</p> <p>「安全で健やかな食生活」の作成に当たっては、科学的に正しい内容を、できるだけ難しい用語を使わず分かりやすく伝えるよう工夫した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成19年度においても新たなコンテンツを作成し、順次掲載していくほか、ホームページを再構成したテキストブックを作成し、消費者の方へ配布することとしている。</p>

24【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>進捗状況</p> <p>経済産業省では、学校での授業や企業の新入社員向け研修、地域での出前講座等で活用できる消費者教育・啓発資料として、インターネット教材の作成・普及、及び、インターネットを利用した情報提供を行っている。</p> <p>インターネット教材の普及</p> <p>平成17年度、教育現場をはじめ、インターネット利用者に広く活用されるよう、インターネット通信販売やインターネット・オークションを疑似体験してトラブルの未然防止、早期解決を図る教材「これで安心！ネット通販&ネットオークション」を作成。平成18年度においては、高等学校の家庭科等の授業における活用を促すため、全国の高等学校や公立図書館へパンフレットやポスターを配布する等の普及活動を行った。また、使用者からのアンケート結果を基に教材の改修を行った。</p> <p>インターネットによる情報提供</p> <p>インターネットを利用して、消費者トラブルの未然防止、早期解決に役立つ情報を分かり易く、かつ幅広く情報提供するため、特定商取引法の執行状況や法解釈、消費者相談事例の解説、マンガによる消費者トラブル事例をタイプ別に紹介したパンフレットや動画コンテンツ、また、トラブル相談についての全国の消費者相談窓口等を紹介する情報サイト「消費生活安心ガイド」を制作、公開した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>今次作成した啓発資料等は次の理由等により有効であるものと考えられる。</p> <p>インターネット教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度のアクセス数は約1万1千件。 ・自主学习用と授業用を用意しており、一人でも、また授業等でも活用できるものになっている。さらに、授業用には学習指導案も用意しているため、高等学校等の授業でも利用しやすいものになっている。 <p>インターネットによる情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年2月1日に公開し、3月末までのアクセス数は約3万4千件。 ・高等学校や大学等の授業、消費生活センターの相談員等が地域で行っている出前講座、企業の新入社員研修等で利用して頂くためのパンフレットのデータを掲載している。 <p>関係省庁間の連携</p> <p>「消費生活安心ガイド」等について、大学生向けに情報提供するにあたり、文部科学省と連携して行った。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成19年度においても引き続き、消費者トラブル被害を防止するために、インターネット等を通じた情報提供等を行い、トラブルの未然防止、再発防止を図っていく。</p>

ICTメディアリテラシー育成プログラムの調査・開発

ICTメディアリテラシーを育成するプログラムを開発し、普及を図る。

- ・ 着実な理解のため、セミナーなどでの学習と家庭での復習を組合せ
- ・ 子どもの興味・関心をひきつけるため、体験学習の手法を導入
- ・ 指導者・保護者のICTメディアリテラシーへの理解促進と子どもへの指導のため、具体的な指導方法のガイド(ティーチャーズガイド、家庭学習用ガイドブック)を作成

セミナー学習

【学習者】

- ・ 子ども

【学習の特徴】

- ・ 1テーマ45～135分(1コマ45分)で構成し、体験活動を重視した学習
- ・ テーマに応じ個人学習とグループ学習
- ・ 学習テーマに沿った学びを通じ、ICTメディアリテラシーを楽しく習得



家庭学習

【学習者】

- ・ 子ども
- ・ 保護者

【学習の特徴】

- ・ 1日20分程度の会話をベースとした復習・補習
- ・ 子どもが保護者との対話でセミナー学習の内容理解を深めることをねらいとする
- ・ 保護者が子どもとの対話や家庭学習用ガイドブックにより、ICTメディアリテラシーの必要性に気づくことをねらいとする



復習

補習

学習テキスト

インターネット補助教材

学習ワークブック

ティーチャーズガイド

家庭学習用ガイドブック

開発した教材等を公開し、広く普及することにより、全国的にICTメディアリテラシーの向上を図る

内容をさらに充実

導入効果の検証・ICTメディアの最新の状況を反映

「伸ばそう!ICTメディアリテラシー」

- つながる!わかる!伝える!これがネットだ -



学習テーマ

インターネットで調べよう!
学校のステキを伝えよう!
わくわく!ハラハラ?インターネット
メールでけんか!どうする?
ケータイを持って街へ出かけよう!



25【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

各省庁等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例、消費者教育専門家に関する情報等を集約したポータルサイトを財団法人消費者教育支援センターや金融広報中央委員会等の協力を得て構築する。

[基本方針について平成18年度までに一定の結論を得る。]

25

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省 内閣官房 金融庁 総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 国民生活センター 金融広報中央委員会</p>	<p>消費者教育ポータルサイトについては、消費者基本計画（平成17年4月8日閣議決定）において、「各省庁等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例、消費者教育専門家に関する情報等を集約したポータルサイトを財団法人消費者教育支援センターや金融広報中央委員会等の協力を得て構築する。」とされた。</p> <p>これを踏まえ、有識者6名からなる研究会を5回開催し、検討を行った。研究会では、教材利用者側と教材作成者側の現状とニーズ及び国内の教育関連のポータルサイトに関する先駆的事例の調査等を実施した。</p> <p>教材利用者や作成者の現状とニーズの調査は、平成18年11月から12月にかけて教材利用者や作成者約1,700人（団体を含む）にアンケート用紙を送付し、357人から回答を得た。</p> <p>その結果、ポータルサイトへ掲載すべき項目として、作成者名、作成者連絡先、対象者、対象分野、作成時期、内容の概要及び価格について約7割の者が必要であると考えていることがわかった。</p> <p>また、国内の教育関連のポータルサイトに関する先駆的事例調査は、各省庁、消費生活センター、教育委員会等が運営しているサイトを対象に、今後に向けて参考となる特に先駆的な事例を収集し、分析を行った。</p> <p>これらを踏まえ、消費者教育ポータルサイトの基本方針案についての報告書を取りまとめた。</p> <p>（参考） [消費者教育ポータルサイト研究会] 座長 近藤 恵（山梨大学教育人間科学部 助教授） 委員 秋山 淳子（神奈川県県民部消費生活課普及推進班主幹） 委員 榎本 聡（国立教育政策研究所教育研究情報センター研究員） 委員 大森 節子（C・キッズ・ネットワーク代表） 委員 多田 浩之（みずほ情報総研株式会社シニアマネージャー） 委員 中谷 ゆう子（明星学園高等学校生活科教諭）</p>	<p>〔評価〕 進捗度 平成18年度中に、一定の結論を得た。</p> <p>有効性 基本方針案には、消費者教育ポータルサイトの対象領域、利用対象者、提供する情報、情報の検索方法、情報の入手、情報と要望等の収集、提供情報の審査、運用及び広報が盛り込まれている。</p> <p>また、平成19年3月30日に開催された関係省庁消費者教育会議第2回会合において「消費者教育ポータルサイトの基本方針案」として合意されたことにより、今後実行に移される。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 消費者教育ポータルサイトの基本方針案に基づき、先駆的に取り組むことができる事項について試行するものとする。その試行の成果を踏まえ、平成19年度中に消費者教育ポータルサイトの基本方針について最終の結論を得るものとする。</p>

26【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

消費者教育の体系化に関して、各ライフステージにおける消費者教育の目標を達成するため、具体的にどのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくのかについて検討する。[平成18年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省 内閣官房 金融庁 総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 国民生活センター 金融広報中央委員会</p>	<p>「消費者教育の総合的推進に関する調査研究会」及びその下に幼児期、児童期、少年期、成人期(高齢期含む)の4分科会を設置し、消費者教育の目標に対応する学習内容とともに、今後消費者教育が推進されるために必要と考えられる方策を、「消費者教育の総合的推進に関する調査研究報告書」としてとりまとめた。</p> <p>消費者教育の内容の検討 領域別・ライフステージ(幼児期、児童期、少年期、成人期(高齢期含む))別に設定された消費者教育の目標(平成17年度内閣府事業により策定)を達成するため、各消費者に必要とされる学習内容を分科会ごとに検討した。</p> <p>消費者教育の推進方策の検討 学校、地域、家庭、職域などの場における学習の機会と学習支援者等について、ライフステージごとの現状と将来的なイメージを比較・検討することで、今後の課題と重点施策を整理した。</p> <p>(参考)重点施策を整理した結果の方向性は以下のとおり。 教材・プログラムの充実と開発方法の深化 学習支援者(教育の担い手)への支援の充実 組織と人材のコーディネート機能の充実 これらを国民的な合意形成と基盤的情報整備により充実させる。</p> <p>国民生活審議会消費者政策部会への報告 上記研究の進捗状況については、平成19年2月21日に開催された国民生活審議会第6回消費者政策部会に報告した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>機動性、専門性、具体性 研究会とともに、18年度は新たに幼児期、児童期、少年期、成人期(高齢期含む)の分科会を設置することで、具体的・専門的な検討を機動的に行うことができたと考えられる。</p> <p>有効性 今回検討した消費者教育の内容や学習の機会、学習支援者等は、平成17年度に整理したライフステージ、領域等の基本的な系統立てに加えて、今後様々な場で消費者教育を進めていく上での重要な目安となると考えられる。例えば、教材作成時の対象・内容設定、ポータルサイト掲載教材等の選定、人材育成にあたってのカリキュラムの設定などに活用されることが想定される。</p> <p>関係省庁間の連携 本事業では、研究会委員として国民生活センターが参加し、成人期分科会委員は文部科学省の協力を得て選定した。また、オブザーバーとして、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会事務局、内閣府が参加した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 今後、今次報告書に示された方向性を参考としつつ、国民生活審議会消費者政策部会における消費者教育の推進に関する議論(平成19年夏頃実施予定)を踏まえ、消費者教育に関する人材活用の仕組みなど、消費者教育を推進するために必要な施策を行う。</p>

27【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

内閣府と文部科学省との間で消費者教育連絡協議会を開催し、消費者教育の体系化を推進するとともに、都道府県・政令指定都市における消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗がみられた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における当該連携の実態把握に当たる。[平成18年度]

27

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省</p>	<p>内閣府及び文部科学省の関係課長を構成員とする「内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会」を以下の通り、3回開催した。 具体的には、「消費者教育の体系化」、「地方公共団体との意見交換」等について、情報共有、意見交換を実施した。 [第2回会合（平成18年8月22日）] 今後実施する地方公共団体等との意見交換の方法や消費者教育の体系化について意見交換を実施した。 [第3回会合（平成19年1月11日）] 消費者教育が更に推進されるように内閣府から文部科学省に申し入れ（平成18年12月26日付「消費者教育の更なる推進について」内閣府国民生活局長発文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長宛）意見交換を実施した。 [第4回会合（平成19年3月27日）] 地方公共団体における消費者担当部局と教育担当部局の消費者教育に関する連携状況に関する調査結果を報告し、先進的事例を広く周知することにより、より一層の消費者教育の連携が推進されるよう同調査結果に関し、先駆的な取り組みを実施している岩手県や大阪府の担当者の出席のもと、両府県の取り組みについて意見交換を実施した。</p> <p>（参考） [内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会] 構成員 内閣府国民生活局消費者企画課長 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 同 省初等中等教育局教育課程課長 オブザーバー 独立行政法人国民生活センター 財団法人消費者教育支援センター</p>	<p>〔評価〕 進捗度 平成18年度に、「内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会」を3回開催し、「消費者教育の体系化」、「地方公共団体との意見交換」等を実施した。</p> <p>有効性 以下にみるように、連携の強化が着実に進展している。 具体的施策の推進 調査によると都道府県・政令指定都市の消費者担当部局と教育担当部局の連携状況については、5割強で連絡協議会を設置するなど、連携が推進されている。このうち約半分の17団体については、平成18年3月31日付「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について」（内閣府国民生活局長、文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長発都道府県知事及び政令指定都市市長宛）発出後に協議会が設置されており、内閣府及び文部科学省からの呼びかけが着実に功を奏している。 具体的には、消費者問題に関する情報や教材を学校や社会教育施設へ提供したり、消費生活相談員をはじめとする外部の専門家を学校や社会教育施設へ円滑に紹介及び受入を行う等である。 一方で、市区町村では連絡協議会が設置されている団体は少数にとどまっており、今後の課題である。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成19年度においても、内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会を3回程度開催し、消費生活センターと教育委員会との連携強化、「出前講座」実施の専門家育成、消費者教育の基盤整備、消費者教育の体系化等を議題として開催し、地方公共団体等との意見交換、消費者教育の先進事例の普及等を行いつつ、消費者教育が更に推進されるように取り組んでいく。</p>

28【 学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。

[平成18年度以降継続的に実施する。]

28

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省 内閣官房 金融庁 総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 国民生活センター 金融広報中央委員会</p> <p>（平成19年3月30日から公正取引委員会、警察庁、財務省、国土交通省が構成員に加わる。）</p>	<p>消費者教育の教材等を計画的・効果的に整えていくため、12省庁等を構成員とする「関係省庁消費者教育会議（以下、会議）」を2回開催した。</p> <p>平成18年10月25日に第1回会合を開催し、西村 隆男横浜国立大学教授及び藤井 大輔「R25」編集長から消費者教育の意義や具体的な取り組みなどについて情報収集するとともに、関係省庁が作成する教材をライフステージや領域毎の分類の結果、幼児期における教材がほとんど作成されていないことが判明したことから、内閣府において幼児期の教材を作成することとした。</p> <p>平成19年3月30日に第2回会合を開催し、消費者教育ポータルサイトの基本方針案を決定した。消費者教育ポータルサイトについては、消費者基本計画（平成17年4月8日閣議決定）において、消費者教育の基盤整備のために、基本方針について、平成18年度までに一定の結論を得るとされたことから、同会議を開催し決定したものである。</p> <p>なお、第2回会合から公正取引委員会、警察庁、財務省、国土交通省が構成員に加わった。</p> <p>（参考）[関係省庁消費者教育会議] 実施事項</p> <p>（1）関係団体等からの情報収集 消費者団体、事業者団体、学識経験者等からのヒアリング</p> <p>（2）関係省庁間における情報共有・調整 当年度において各府省庁等が作成する教材等の内容 各府省庁等における次年度の予算要求 消費者政策会議の「検証・評価・監視」に関すること</p> <p>（3）その他必要な事項</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 平成18年度に、「関係省庁消費者教育会議」を2回開催し、有識者からの情報収集を実施し、消費者教育ポータルサイトの基本方針案について決定した。</p> <p>有効性 以下にみるように、関係省庁等の連携により、教材等の作成等が着実に進展している。</p> <p>教材の作成 （関係省庁が作成しないライフステージや領域である幼児期の教材を内閣府が作成しているところ） 消費者教育ポータルサイトの基本方針案を決定</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成19年度においても、引き続き、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整等を実施することにより、教材等を計画的・効果的に整えていくこととする。</p> <p>また、消費者教育ポータルサイトの基本方針案に基づき、先駆的に取り組むことができる事項について試行するものとする。その試行の成果を踏まえ、平成19年度中に消費者教育ポータルサイトの基本方針について最終の結論を得るものとする。</p>

29【 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進】

既存の環境ラベルに関し、以下の取組みを実施する。

- ・製品・サービスの環境負荷をLCA(ライフサイクル・アセスメント)手法によって分析し情報提供する環境ラベルへの参加事業者・対象製品の拡大
- ・「省エネルギーラベリング制度」の表示対象機器の拡大
- ・「国際エネルギースター・プログラム」の新規登録事業者・登録機種 of 拡大 [平成17年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>エコリーフ環境ラベルは、製品に関する環境負荷データをLCA手法により定量的に開示するもので、平成14年から本格的に運用を開始。</p> <p>平成19年4月2日現在、登録公開製品数が430、同企業数が51となっており、参加事業者、対象製品は拡大している（平成18年3月末現在では登録公開製品数365、同企業数41）。</p> <p>平成18年度は、平成17年度に行ったエコリーフの普及促進策の検討事業の成果に基づき、社団法人産業環境管理協会において、ラベルの作成・公表に係るプログラムの改善の具体的な作業等に着手したところ。</p> <p>消費者が商品選択の際の指標とし得る、省エネルギー性能に関する分かりやすい統一的表示制度として、省エネルギーラベリング制度を平成12年8月から導入している。</p> <p>平成19年2月から、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダーを制度の対象に加え、対象機器を16機器とした。（16機器：エアコンディショナー、蛍光灯器具、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー）</p> <p>日米両政府合意の下、平成7年10月から、OA機器（コンピューター、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、スキャナ、複写機/複合機）を対象とする、国際エネルギースタープログラムを実施している。</p> <p>平成19年3月現在において、133事業者が事業者登録しており、18,069製品が登録機種となっている。（2006年4月時点では129事業者、15,645製品）</p>	<p>〔評価〕 有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコリーフ環境ラベルは、我が国唯一のISO14025準拠のタイプ環境ラベル（第三者認証の下、製品に関する環境負荷データをLCA手法により定量的に開示するラベル）として、環境負荷に係る情報の提供に役立っている。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、プログラムの改善や効果的なPRを進め、エコリーフ環境ラベルの普及拡大を図っていく。 <p>〔評価〕 進捗度</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、省エネを推進する上で必要な機器を着実に対象機器に追加し、これを省エネルギーラベリング制度の表示対象機器とすることで、表示対象機器の効果的な拡大が図られている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、表示対象機器の拡大と、普及広報活動を通じた制度の認知度向上を図る。 <p>〔評価〕 進捗度 登録事業者、登録機種は拡大している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月からデジタル印刷機を対象に加えたところであり、今後とも登録事業者及び登録機種の拡大に努めていく。

30【 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進】

身近な化学製品等に関する危険有害性情報等について消費者の正しい理解が得られるよう、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、正確でわかりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する。

[平成17年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>環境省 関係省庁</p>	<p>化学物質の環境リスクについて国民的参加による取組を推進することを目的に、市民、産業及び行政の代表による情報の共有と相互理解を促進する場として、「化学物質と環境円卓会議」を設置。平成18年度は環境教育に関する議題を2回、ライフサイクルアセスメントとリスクコミュニケーションに関する議題等を1回とりあげ、計3回開催を行った。また、化学物質や環境リスクについて中立的かつ客観的な情報の提供を行うことにより、リスクコミュニケーションを推進する「化学物質アドバイザー」の講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業を実施。</p> <p>身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連づけて考え、環境リスク低減のための取組について考えるきっかけとするため、子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成（これまでに3冊公表）。また、化学物質の用途、毒性、排出量、環境データ、適用法令等について、分かりやすく取りまとめた「化学物質ファクトシート」を作成。毎年約50物質の追加及び作成済み物質の更新を行っている。</p> <p>環境保健分野の諸課題に係る国内外の正確な情報をすべての人が共有し、相互に意思疎通を図ることを目的に「化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム」を開催したほか、「化学物質をめぐる国際潮流に関するシンポジウム」（全2回）を開催し、海外の化学物質管理に関する最新動向について関係各主体の理解を深め、今後の我が国の化学物質管理の在り方について考える機会を提供した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 欧州の新しい化学物質規制REACH（リーチ）の成立後速やかにシンポジウムを開催し、時宜にかなった情報発信を行った。その他、各事業については、計画的かつ着実に実施している。</p> <p>有効性 円卓会議・シンポジウムの参加者、作成した資料の利用者等、参加者アンケートの結果等を通じ、関係者より高い評価を得ており、有効性は高い。</p> <p>関係省庁間の連携 円卓会議には、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省が構成メンバーとなっており、適切な連携の下、運営が行われている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>・引き続き、「かんたん化学物質ガイド」の作成等を進めることで身近な化学製品の危険有害性等の消費者の理解を促進するとともに、「化学物質と環境円卓会議」についても、その成果をより広く普及するために地方開催等を行いつつ、引き続き開催を行う。</p>

31【 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進】

地球温暖化防止のための行動を呼び掛ける国民運動「チーム・マイナス6%」の定着に向けて、市民団体や地方公共団体との連携を強化する。[平成18年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>環境省、 関係省庁</p>	<p>市民団体等の温暖化防止活動の広報面をサポートする「地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業」を実施した。</p> <p>地方公共団体等に対して、身近な温暖化防止活動の工夫についてそのまま市民に提供できる素材を、電子ニュースレターとして定期的に配信した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 市民団体等の温暖化防止活動の広報面をサポートする連携事業については、公募により寄せられた62件の中から18件を採択・実施し、当該地域の地球温暖化防止活動の実践を促した。</p> <p>有効性 地方公共団体等に対して定期的に配信した電子ニュースレターは好評を得ており、国と地方が一体となって温暖化防止に関する取組を促進した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 引き続き、市民団体や地方公共団体及び経済界を始めとする各界各層と連携し、国民一人ひとりの具体的な温暖化防止行動の実践を、更に促進していく。</p>

32【 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進】

身近な化学製品の危険有害性に対する消費者の理解を促進するとともに、「化学物質と環境円卓会議」を引き続き開催し、また、同会議の成果の消費者への普及を促進する。[平成18年度に一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>環境省 関係省庁</p>	<p>市民が身近なところから排出される化学物質や化学物質の環境リスク等について考えるきっかけを提供するための子ども向け小冊子「かんたん化学物質ガイド」の発行等を行い、消費者への化学製品の危険有害性の理解及びその環境リスク削減の取組みを促進している。洗剤や自動車等をテーマに、これまでに3冊の公表・配布を行っている他、Web上で親しみながら学習できる「かんたん化学物質ガイド」eラーニング版の作成を行うなど、広く消費者への普及を進めている。</p> <p>「化学物質と環境円卓会議」については、化学物質の環境リスクについて国民的参加による取組を推進することを目的に、市民、産業及び行政の代表による化学物質の環境リスクに関する情報の共有と相互理解を促進する場として平成13年に設置され、毎年約4回程度継続的に開催を行っている。これまでに、リスクコミュニケーションや化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）市民が自ら実践できる化学物質の環境リスクの削減策等を議題に、地域フォーラムとして2回、本会議として20回開催（平成18年度は3回）を行った。会議の成果・記録等は環境省ホームページへの掲載等により、広く消費者へ情報発信されている。平成17年度からは、地方開催を行うことで、より広い消費者への普及を促進している。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 円卓会議については、その都度適切なテーマ・議題が選定されており、その他の各事業についても計画的かつ着実に実施している。</p> <p>有効性 冊子の増刷要望や参加者アンケートの結果等を通じ、冊子の利用者、円卓会議の参加者等、関係者より高い評価を得ており、有効性は高い。</p> <p>関係省庁間の連携 円卓会議には、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省が構成メンバーとなっており、適切な連携の下、運営が行われている。</p> <p>【結論】 上記の通り、迅速性・機動性、有効性、関係省庁間の連携について一定の効果을あげており、かつ依然として国民の関心の高い事項であるので、現状の施策の充実を図りつつ、引き続き、身近な化学製品の危険有害性に対する消費者の理解等のより一層の促進を図ることが必要。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 引き続き、「かんたん化学物質ガイド」の作成等を進めることで身近な化学製品の危険有害性等の消費者の理解を促進するとともに、「化学物質と環境円卓会議」についても、その成果をより広く普及するために地方開催等を行いつつ、引き続き実施する。</p>

33【 消費者からの苦情相談の活用】

消費生活センターで処理が困難な案件が円滑に解決されるよう、総合法律支援構想の具体化を踏まえつつ、消費生活センターと日本司法支援センターとの緊密な連携・協力関係のあり方を検討する。また、消費者に対して有効なサービスを提供するため、国、地方公共団体、民間ADR機関等の関係機関・団体によるネットワークのあり方について検討する。[平成18年度までに一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 法務省 関係省庁 国民生活センター 日本司法支援センター</p>	<p>消費生活センターと日本司法支援センターとの緊密な連携・協力関係のあり方</p> <p>関係省庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年7月28日、内閣に設置された総合法律支援関係省庁等連絡会議において、日本司法支援センターと消費生活センターを含めた各紛争解決機関との連携・協力関係の取りまとめ。 平成18年6月22日、総合法律支援関係省庁等連絡会議において、日本司法支援センターの設立と業務開始準備状況等の報告。 <p>法務省、日本司法支援センター（法テラス）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月10日、日本司法支援センターが設立、同年10月2日、業務を開始。消費者に対する法制度や相談機関等の情報を、コールセンター、地方事務所、HP等において提供。 日本司法支援センター地方事務所にて消費生活センター等の関係機関の参加により地方協議会を開催、地方レベルでの関係機関と日本司法支援センターとの連携・協力関係について協議・検討。 日本司法支援センターが紛争解決機関の相談窓口等の具体的な情報を収集しデータベースに登録、日本司法支援センターと消費生活センターとの緊密な連携・協力関係の構築に活用。 <p>内閣府</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年7月、国民生活センターと消費生活センターの相談受付分野等に関する具体的な情報を提供。 平成17年8月、各自治体に対し、消費生活センターと日本司法支援センターとの連携・協力を依頼、フォローアップを実施。 <p>国 地方公共団体 民間ADR機関等の関係機関・団体によるネットワークのあり方</p> <p>関係省庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣に設置されたADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議において、平成18年7月20日「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」に関する実施状況の取りまとめ。 <p>国民生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> HPのADRコーナーにおいて、日本司法支援センターや総合法律支援法に関する情報を充実させ、ADR全般について情報提供。 <p>日本司法支援センター（法テラス）</p> <ul style="list-style-type: none"> 紛争解決機関に関する情報を詳細かつ迅速に利用者へ提供することができるよう、紛争解決機関の相談窓口等の具体的な情報を収集しデータベースに登録。 	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催等を通じて、紛争解決機関のネットワーク構築に関係省庁等が一体となって対応。 消費生活センターと日本司法支援センターとの間で、相談受付分野等の情報を共有するとともに、地方レベルでの連携を促進。 国民生活センターHPのADRコーナーにおいて、日本司法支援センターや総合法律支援法及びADR全般に関する情報を充実。 日本司法支援センターは紛争解決機関の相談窓口等の具体的な情報を収集しデータベースに登録、紛争解決機関に関する情報を詳細かつ迅速に利用者へ提供するとともに、日本司法支援センターと消費生活センターとの緊密な連携・協力関係の構築にも活用。 平成18年10月から平成19年2月までの実績として、日本司法支援センターのコールセンターから消費生活センターへ約2,100件の紹介を行い連携を図った。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>国民生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> HPのADRコーナーにおいて、日本司法支援センターや総合法律支援法及びADR全般に関する情報をより一層充実。 <p>日本司法支援センター（法テラス）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、各紛争解決機関とより緊密な連携・協力関係構築に努める。今後、地方協議会や日本司法支援センターに寄せられる利用者の声を踏まえるなどして、さらに業務の改善に努める。

34【 消費者からの苦情相談の活用】

(「eConsumer.gov 日本語サイト」の整備 [平成 17 年度に整備し、平成 18 年度より運用を開始する。])

国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を整備し、関係国の執行機関との間で情報を共有する。あわせて、「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携を図る。 34

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 関係省庁</p>	<p>1. 経緯 2001 年に、IMSN（国際的市場取引監視機構ネットワーク。ICPEN（消費者保護及び執行に関する国際ネットワーク）の前身）において、「eConsumer.gov」プロジェクトが開始され、現在、20 カ国の政府機関が当該プロジェクトに参加している。</p> <p>2. スケジュール 平成 17 年度内に、「eConsumer.gov」英語サイトページの所要部分についての和訳作業を終了し、当該和訳文を HTML 形式の電子データに変換する等の一連の整備作業を行った。また、ICPEN 会合（05 年 11 月、06 年 3 月、06 年 10 月）において、日本語サイトの運用開始に向けた作業の進捗について知らせてきている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 「eConsumer.gov」サイトを運営する米国連邦取引委員会における当該電子データの搭載作業を調整中。</p> <p>有効性 当該サイトは、（1）オンラインショッピングのトラブルの解決・回避に役立つ情報、オンライン関連越境取引に関する苦情の傾向等消費者にとって有益な情報を提供する部分、（2）消費者が、オンライン関連越境取引に関する苦情情報を記入することができる様式部分の 2 つの部分から構成。日本語サイトの運営開始により、eConsumer.gov の多言語化、収集情報の多元化に貢献できる。</p> <p>関係省庁間の連携 関係省庁・機関と連携して、和訳作業を含めた日本語サイト整備作業を進めてきたところ。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 米国側の作業とその調整確認が完了次第、内閣府及び関係省庁等が連携して、一般への公開と周知を行う予定。また、ICPEN 等国際的なネットワークを通じて、各国当局等に対しても通知し、活用充実の検討を図る予定。また、登録データにアクセス権限のある法執行機関（公正取引委員会、経済産業省）において、サイトに登録される我が国に関連するトラブル事例の蓄積を待って、法執行への活用について検討を行う予定。</p>